

監査報告第 5 号
平成 29 年（2017 年）2 月 3 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 宮 村 素 子
同 涌 井 国 夫

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査（事務監査）

総務局 国際部

財政局 税政部

税政部 南部市税事務所

税政部 西部市税事務所

管財部

環境局 環境都市推進部

経済観光局 産業振興部

教育委員会 学校教育部、市立学校

2 定期監査（工事監査）

建設局 土木部（維持担当部以外）

都市局 建築部

北区 土木部

東区 土木部

3 出資団体等監査

公益財団法人 札幌市中小企業共済センター

株式会社 札幌花き地方卸売市場

一般財団法人 札幌産業流通振興協会

一般財団法人 さっぽろ産業振興財団

札幌駅前通まちづくり株式会社

さとみらいプロジェクトグループ

エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

日興美装工業株式会社

健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム

Fu' s コンソーシアム札幌

札幌市交通安全運動推進委員会

出資団体等監査

平成28年度出資団体等監査報告書

監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
公益財団法人札幌市中小企業共済センター		○		
株式会社札幌花き地方卸売市場		○		
一般財団法人札幌産業流通振興協会		○		
一般財団法人さっぽろ産業振興財団		○	○	○
札幌駅前通まちづくり株式会社			○	
さとみらいプロジェクトグループ			○	
エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社			○	
日興美装工業株式会社			○	
健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム			○	
F u ' s コンソーシアム札幌			○	
札幌市交通安全運動推進委員会				○

※ 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団については、行政監査（並行監査）として出資等に係る監査を実施している

監査の範囲

主として平成27年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の期間

平成28年9月5日から同年12月16日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 会議室の利用料収入請求を適正に行うべきもの

【株式会社札幌花き地方卸売市場】

当法人では市場建物内にある会議室を市場関係事業者等に有料で貸しており、その使用料金については後納により支払を受け、法人の収入としている。

この使用料金の請求事務についてみたところ、使用料金を実際の使用時間とは異なる時間数で算定したものや、請求先を誤って使用者とは別の法人へ請求を行っているものなど、事務処理の誤りがいくつかみられた。

については、請求に係る事務処理を正確に行うよう改善されたい。

(2) 業務完了通知の徴取及び履行検査を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市中小企業共済センター】

当法人の契約事務取扱規程においては、委託業務が完了した後には業務完了通知を徴し履行検査を行う旨が定められているが、完了通知を徴していないものや定められた期限の超過後に完了通知を徴しているもの、必要な項目を欠いた履行検査を行っているもの、履行検査前に支払を行っているもの等、業務完了から支払に至るまでの一連の事務が適正になされていない事例が散見された。関係規程に沿った適正な取扱いに努められたい。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

札幌市エレクトロニクスセンターの産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分業の許可を得ていない者を契約の相手方としていたとともに、法令等により記載が義務付けられている事項を網羅していない契約書を取り交わしていた。

産業廃棄物の処理については、法令等により、各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されているものであることから、関係法令等に留意するとともに、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 業務の履行に係る所定の手続を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

札幌市エレクトロニクスセンターに係る修繕等の委託業務において、業務の履行後に契約を締結している事例や、特段の手続なく受託者以外の者への再委託により業務を行わせている事例が多数みられた。所定の手続を経た適

正な事務の執行に努められたい。

(3) 指定管理業務に係る報告を正しく行うべきもの

【エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社】

札幌市営住宅の管理に関する協定に基づき、年度終了後に提出している「事業報告書」及び毎月提出している「業務報告書」に関して、金額や実施件数、実施日等に正確さを欠いているものが散見された。チェック体制を強化の上、正確な報告に努められたい。

(4) 利用料金の設定にあたり市長の承認を受けるべきもの

ア 札幌市時計台条例においては、札幌市時計台を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。

当法人が設定した利用料金は、同条例別表に定める上限額と同額ではあるが、市長の承認を得たものではないので、条例の定めに従い、必要な手続をなされたい。

【エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社】

イ 札幌市都市公園条例においては、公園を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。

当団体では、札幌市都市公園条例の改正に合わせ、厚別公園の補助競技場及び大型映像装置の利用料金を改定しているが、改定後の利用料金の額について、市長の承認を得ていない。

また、厚別公園の主競技場に係る、複数による個人利用の割引料金について、承認の手続を行っているが、申請内容に誤りがあり、主競技場ではなくトレーニング室で承認されている状況となっていた。

条例の定めに従い、適正に処理されたい。

【健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム】

ウ 札幌市体育施設条例においては、札幌市藤野野外スポーツ交流施設を指定管理者が管理する場合、利用料金（リフト券）の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。

当団体では、このリフト券について割引販売を行っているが、割引後の額について市長の承認を得ていない。

条例の定めに従い、適正に処理されたい。

【F u ' s コンソーシアム札幌】

3 財政援助団体監査

(1) 現金の管理を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

出張旅費の精算事務において、旅費の一部を出張者から戻入させる事案があったが、その際に戻入金を現金で受領してから預金口座へ入金するまでに1か月以上が経過しており、その間の保有現金について帳簿に記載していない事例がみられた。現金の管理については、適正に行うよう努められたい。

(2) 備品の管理を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

当委員会の財務規程によると、物品の管理については備品出納簿を備えるとともに、使用中の備品については備品使用簿を作成して整理しなければならない。

しかし、平成27年度に購入した備品（一体型パソコンとビデオカメラ）が備品出納簿に記載されておらず、備品使用簿については平成17年度以降作成されていなかった。

関係規程の定めに従い、備品の管理を適正に行うよう改善されたい。

(3) 補助対象事業の採択について（意見）

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

「コンテンツ活用促進事業」による補助金交付対象事業の採択の過程については、以下のとおりであった。

ア 補助申請者に対して、書面審査ののちに面接審査の機会を与えるか否かにつき、基準や理由の記録がない

イ 書面審査ののちの面接審査によって、書面審査時点の評価に対して大幅な加点や減点がなされている例がみられたが、その理由の記録がない

ウ 書面審査ののちに面接審査をしていない者に対しても、面接審査をした者に対するものと同様に書面審査時点の評価に変更を加えているが、その理由の記録がない

公的な企業支援を行うに当たり、公平性を確保することは重要であることから、必要な記録を行うなど、補助対象事業の採択過程に客観性を確保することに十分留意のうえ、事業を運営されるよう要望する。

(4) 企業支援アドバイザーの審査等について（意見）

【一般財団法人さっぽろ産業振興財団】

「デザイン活用型製品開発支援事業」においては、企業を支援するアドバイザーを公募しているが、応募者をアドバイザーとして審査、登録するにあたり、応募者が勤務する会社の関係者を審査員としている事例がみられた。

公的な企業支援に関わる重要な手続について、客観性を確保することに十

分留意のうえ、事業を運営されるよう要望する。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 公益財団法人札幌市中小企業共済センター（所管：経済観光局産業振興部）

この法人は、札幌市内及びその近隣の中小企業に勤務する勤労者とその事業主等（以下「中小企業勤労者等」という。）に対して総合的な福祉事業を行うことにより、これらの中小企業勤労者等の福祉の増進と中小企業の振興発展に寄与することを目的として、昭和50年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額5,000万円のうち2,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

平成27年度 事業成績及び財政状態

（単位 千円）

区 分	項 目	金 額
事 業 成 績	経 常 収 益 A	5,270,661
	経 常 費 用 B	5,283,556
	経 常 △ 増 減 額 C=A-B	△ 12,894
	経 常 外 △ 増 減 額 D	480
	法 人 税 等 E	20
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	△ 12,433
	一般正味財産期首残高 G	814,042
	一般正味財産期末残高 H=F+G	801,608
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	50,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	50,000
	正味財産期末残高 L=H+K	851,608
財 政 状 態 (平成28年3月31日現在)	流 動 資 産 M	582,184
	固 定 資 産 N	44,720,988
	資 産 合 計 O=M+N	45,303,173
	流 動 負 債 P	408,575
	固 定 負 債 Q	44,042,989
	負 債 合 計 R=P+Q	44,451,565
	指 定 正 味 財 産 S	50,000
	一 般 正 味 財 産 T	801,608
	正 味 財 産 合 計 U=S+T	851,608
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 V=R+U	45,303,173	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。

(2) 株式会社札幌花き地方卸売市場（所管：経済観光局産業振興部）

この法人は、札幌市とその周辺地域の消費者に、新鮮かつ豊富な花き園芸品を安定した価格により供給する拠点市場として、昭和55年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に資本金総額5,000万円のうち2,600万円の出資を行い、その後、本市及び民間からの増資を得て、現在の資本金総額は4億7,000万円、うち本市の出資額は2億3,600万円（出資比率50.2%）となっている。

第1表 第37期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	133,222
	経 常 費 用 B	132,180
	経 常 △ 損 益 C=A-B	1,041
	特 別 △ 損 益 D	5,310
	法 人 税 等 E	1,241
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	5,110
	前 期 繰 越 利 益 H	104,268
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	109,379
財 政 状 態 (平成28年3月31日現在)	流 動 資 産 J	252,012
	固 定 資 産 K	517,222
	資 産 合 計 L=J+K	769,234
	流 動 負 債 M	145,874
	固 定 負 債 N	43,981
	負 債 合 計 O=M+N	189,855
	資 本 金 P	470,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	109,379
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	579,379
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	769,234	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成28年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	204,000	50.3
札幌花き園芸株式会社	164,600	40.5
北海道植物株式会社	19,000	4.7
株式会社北海道銀行	16,000	3.9
はまなす花き株式会社	2,400	0.6
合 計	406,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(3) 一般財団法人札幌産業流通振興協会（所管：経済観光局産業振興部）

この法人は、道内外の工業製品等の展示紹介等を通じて、北海道産業の高度化と経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化を図り、経済の健全な発展に寄与することを目的として、昭和57年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、出資金総額5,000万円のうち、3,000万円（出資比率60.0%）を出資している。

平成27年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A	233,438
	経常費用 B	230,335
	経常△増減額 C=A-B	3,103
	経常外△増減額 D	0
	法人税等 E	0
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	3,103
	一般正味財産期首残高 G	1,320,813
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,323,916
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	50,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	50,000
	正味財産期末残高 L=H+K	1,373,916
財政状態 (平成28年3月31日現在)	流動資産 M	71,704
	固定資産 N	1,384,168
	資産合計 O=M+N	1,455,872
	流動負債 P	40,878
	固定負債 Q	41,077
	負債合計 R=P+Q	81,956
	指定正味財産 S	50,000
	一般正味財産 T	1,323,916
	正味財産合計 U=S+T	1,373,916
	負債及び正味財産合計 V=R+U	1,455,872

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。

(4) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（所管：経済観光局産業振興部）

この法人は、昭和61年に財団法人札幌エレクトロニクスセンターとして設立されたものであるが、札幌市における新たな産業の創出と産業全体の活性化を図り、もって経済の発展に寄与するため、平成14年4月1日、寄附行為の変更により改組し、名称等の変更が行われたものである。

札幌市は、この法人の基本財産総額3,000万円のうち、1,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

また、札幌市は、平成27年度に、財団の運営等に係る経費に対し、総額2億6,163万円の補助金を交付するとともに、公の施設である札幌市エレクトロニクスセンター及び札幌市産業振興センターの管理運営に要する経費として、総額1億927万円を支出している。

平成27年度 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A	714,578
	(うち札幌市からの補助金)	(261,630)
	(うち札幌市からの委託料)	(123,593)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(109,274)
	(うち公の施設の利用料金)	(102,104)
	経常費用 B	704,677
	経常△増減額 C=A-B	9,901
	経常外△増減額 D	△ 4,420
	法人税等 E	2,483
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	2,997
	一般正味財産期首残高 G	159,927
	一般正味財産期末残高 H=F+G	162,925
当期指定正味財産増減額 I	△ 14,321	
指定正味財産期首残高 J	209,464	
指定正味財産期末残高 K=I+J	195,143	
正味財産期末残高 L=H+K	358,068	
財政状態 (平成28年3月31日現在)	流動資産 M	225,710
	固定資産 N	304,995
	資産合計 O=M+N	530,706
	流動負債 P	128,954
	固定負債 Q	43,683
	負債合計 R=P+Q	172,638
	指定正味財産 S	195,143
	一般正味財産 T	162,925
正味財産合計 U=S+T	358,068	
負債及び正味財産合計 V=R+U	530,706	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。

2 公の施設指定管理者監査

- (1) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団
法人の概要については、1(4)参照

平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市エレクトロニクスセンター	63,827,000	8,771,720	経済観光局 産業振興部
札幌市産業振興センター	45,447,000	93,333,102	
合 計	109,274,000	102,104,822	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

(2) 札幌駅前通まちづくり株式会社(所管:まちづくり政策局総合交通計画部、都心まちづくり推進室)

この法人は、札幌駅前通地区を魅力ある都心の顔として育てるため、札幌駅前通地区でのまちづくり活動及び札幌都心部他地区におけるまちづくり活動との連携調整や、公共施設等の管理運営の受託を行うことを目的として、平成22年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌駅前通地下広場と札幌市北3条広場について、前者は平成22年度から、後者は平成26年度から、その維持管理をこの法人に行わせている。平成27年度は、これら2施設の維持管理に要する管理費用として1,273万円を支出している。

平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌駅前通地下広場	9,839,000	77,433,837	まちづくり政策局 総合交通計画部
札幌市北3条広場	2,891,000	6,424,200	まちづくり政策局 都心まちづくり 推 進 室
合 計	12,730,000	83,858,037	

(注) 指定管理期間は札幌駅前通地下広場が平成27年度から平成29年度まで、札幌市北3条広場が平成26年度から平成29年度までである。

(3) さとみらいプロジェクトグループ(所管:経済観光局農政部)

この団体は、札幌市農業体験交流施設「さとらんど」を管理する指定管理者となることを目的として、平成17年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市農業体験交流施設「さとらんど」の維持管理を平成18年度からこの団体に行わせており、平成27年度は、その管理に要する経費として2億889万円を支出している。

平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市農業体験交流施設 (サッポロさとらんど)	208,898,000	24,444,690	経済観光局 農政部
合計	208,898,000	24,444,690	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

(4) エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社 (所管：都市局市街地整備部、市民文化局文化部)

この法人は、分譲マンションや賃貸住宅の総合管理業務等を目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市営住宅と札幌市時計台について、前者は平成22年度から、後者は平成26年度から、その維持管理等をこの法人に行わせている。平成27年度は、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として2億3,796万円を支出している。

平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市営住宅 (北区、西区及び手稲区)	219,409,000	-	都市局 市街地整備部
札幌市時計台	18,560,000	31,803,840	市民文化局 文化部
合計	237,969,000	31,803,840	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

(5) 日興美装工業株式会社 (所管：都市局市街地整備部)

この法人は、施設の総合管理業務等の事業を営むことを目的として、昭和25年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市中央区、東区及び白石区内の札幌市営住宅の維持・修繕に関する管理業務をこの法人に行わせている。

平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市営住宅 (中央区、東区及び白石区)	182,457,000	-	都市局 市街地整備部
合計	182,457,000	-	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

(6) 健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム（所管：スポーツ局スポーツ部）

この団体は、札幌市屋外競技場グループの指定管理者となることを目的として、協定により平成25年に設立されたものである。

札幌市は、平成27年度において、札幌市円山総合運動場、札幌市麻生球場、札幌市厚別公園の管理に要する経費として2億7,036万円を支出している。

平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市屋外競技場グループ (円山総合運動場、札幌市麻生球場、厚別公園)	270,362,000	39,437,512	スポーツ局 スポーツ部
合計	270,362,000	39,437,512	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

(7) Fu'sコンソーシアム札幌（所管：スポーツ局スポーツ部）

この団体は、札幌市藤野野外スポーツ交流施設の指定管理者となることを目的として、協定により平成23年に設立されたものである。

札幌市は、平成27年度において、札幌市藤野野外スポーツ施設の管理に要する経費として1億1,296万円を支出している。

平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市藤野野外スポーツ交流施設	112,965,000	71,180,150	スポーツ局 スポーツ部
合計	112,965,000	71,180,150	

(注) 指定管理期間は平成24年度から平成27年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 一般財団法人さっぽろ産業振興財団

法人の概要については、1(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	さっぽろ産業振興財団運営費	44,993,000	経済観光局 産業振興部
	中小企業ネットワーク構築・推進事業	21,421,000	
	I T利活用ビジネス拡大事業	17,783,352	
	I T企業高度化推進事業	13,488,575	
	I Tーバイオ連携推進事業	5,667,371	
	デザイン活用型製品開発支援事業	5,720,304	
	6次産業活性化推進事業	42,427,000	
	中小企業経営セミナー等事業	9,585,000	
	さっぽろベンチャー支援事業	8,253,102	
	アジア圏等経済交流促進事業	17,187,910	
	輸出仕様食品製造支援事業	28,907,667	
	札幌国際短編映画祭支援システム事業	3,415,960	
	コンテンツ産業振興事業	29,535,101	
	コンテンツ人材育成事業	13,245,014	
合	計	261,630,356	

(2) 札幌市交通安全運動推進委員会（所管：市民文化局地域振興部）

この団体は、交通道德の向上と交通環境の改善を図るため市民運動を展開し、札幌市を明るく、快適な交通安全都市とすることを目的として、昭和37年に設立されたものである。

その主な事業は、交通安全市民運動の企画立案、人にやさしい交通対策の普及啓発事業の推進、交通安全市民運動に必要な調査研究等である。

札幌市は、この団体に対し、平成27年度総額1億7,002万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
	札幌市交通安全運動推進委員会補助金	170,029,468	市民文化局 地域振興部
合	計	170,029,468	